

平成 19 年 8 月 2 1 日

国土交通省

住宅局長

和泉 洋人 殿

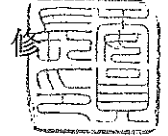
社団法人 全国建設業協会

会 長

前田 靖浩



建築委員会委員長 升川



建築士法改正における「建築士試験の受験資格の見直し」について(要望)

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より、建設業界に対しましては、格別のご理解の下に、地域の基幹産業である建設業の再生・強化のためのご指導を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、昨年 12 月 20 日に公布された「建築士法等の一部を改正する法律」により、建築士法第 14 条並びに第 15 条に規定されている建築士試験の一部が改正されました。

これに伴い、社会資本整備審議会の建築分科会基本制度部会に建築士制度小委員会が設置され、主な検討事項に「建築士試験の受験資格（学歴要件、実務経験要件）」があげられています。

昨年 8 月の社会資本整備審議会答申によると「受験資格である実務経験については、原則として建築士の独占業務である設計及び工事監理の業務に関するものとし、建築士事務所の管理建築士等に証明させることとする。」としていることから、建築士の実務経験が、設計・工事監理に限定されるようなことになれば、当施工業界に携わる者は受験資格さえも奪われてしまいます。

安全安心な建築物を提供するために、現場の施工管理は設計・工事監理と表裏一体のものであり建築士試験の実務経験として「施工管理」は重要な業務の一部と考えます。

建築士法改正時の参議院附帯決議でありました「建築実務経験に関しては、建築士資格受有者の設計・工事監理業務分野以外での活動・活躍の実態を踏まえ、意欲ある有能な人材に門戸を閉ざすことがないよう配慮すること。」という趣旨を尊重していただき、施工に携わる意欲ある者にも受験資格が残るよう切に要望いたします。